

難病の医療費助成の申請時に、マイナンバーが必要になります

平成28年1月1日から番号法の一部が施行されたことに伴い、平成28年1月以降の難病の医療費助成の申請の際には、申請書等に個人番号（マイナンバー）の記載や本人確認等の書類が必要になります。

1 申請書にマイナンバーの記入が必要です

『新規申請書』、『変更申請書』、『変更届』、『更新申請書』で申請する際は、**受診者本人と同じ医療保険に加入する家族のマイナンバー**を申請書に記入してください。

一度記入して申請すれば、変更がない限り、記入する必要はありません。

2 申請受付窓口でマイナンバーを確認します

申請を保健所で受付する際に、マイナンバーの確認を行いますので、あらかじめ必要な書類をご準備ください。

◆ 申請者（※1）が申請書類を持参する場合

以下の①、②のどちらかを提示してください。

- ① 申請者本人の「通知カード」と、
申請者本人の顔写真付の身分証明書（※2）



※1 受診者のこと。受診者が18歳未満の場合はその保護者のこと。

※2 運転免許証、パスポート、障害者手帳など。

- ② 申請者本人の「個人番号カード」



- ◎ 郵送で申請する場合は、①、②のどちらかのコピーを添付してください。

◆ 申請者以外（代理人）が申請書類を持参する場合

以下の①～③を提示してください。

- ① 委任状、または申請書等の「委任欄」への記入
- ② 代理人の顔写真付の身分証明書（※2）
- ③ 受診者の「個人番号カード」や「通知カード」

◎「個人番号カード」や「通知カード」の提示が困難な場合は、個別に御相談ください。